

文化論集第六号
二〇二六年九月

資料

『周作人伝』（増訂版）序文 附解題

止庵 著

小川利康 訳

訳者解題

止庵著『周作人伝』は二〇〇九年に山東画報出版社から初版が刊行された。その後、十数年来改稿を重ね、今般ついに二〇二七年初頭に香港中文大学出版社から刊行される運びとなった。訳者は二〇二二年に著者から増訂版原稿の提供を受け、二〇二五年より翻訳作業を進めてきた。今回、訳者解題とともに「増訂版序文」、「初版序文」ならびに「『周作人伝』執筆縁起」を訳出した。これら序文をご覧いただければ、著者が『周作人伝』に託した思いを汲んでいただけたらと考える。

周作人（一八八五～一九六七）について

周作人は中国近代を代表する文学者、翻訳家、随筆家であり、中国随一の知日家である。魯迅（周樹人）の弟で、兄の後を追って一九〇六年より日本に留学した。留学中に日本人女性、羽太信子と結婚し、一九一一年夏、辛亥革命直前に帰国、一九一七年に北京大学文科教授となる。五・四新文化運動のなかで、評論「人間の文学」（一九一八年）、「平民の文学」等を発表し、文学革命を理論面で主導した。一九二五年、北京大学で東方文学（日本文学）系が設立されるのに伴い、主任教授となる。日中戦争期には、南京国民政府（汪兆銘政権）傘下の華北政務委員会で教育督弁（一九四一年一月から一九四三年二月まで）となったため、日本敗戦後、戦犯として下獄したが、国民党南京政府瓦解の混乱のなか保釈され、出獄した。中華人民共和国成立後は周遐寿の筆名による執筆翻訳活動が許され、『魯迅の故家』をはじめとする兄魯迅と自身の回想録を執筆したほか、日本文学、ギリシア文学の翻訳を多数残したが、「漢奸」（漢民族の敵）という汚名は終生雪がれなかった。一九六七年五月、文化大革命で迫害を受け死亡。著作に『自己的園地』、『雨天的書』、『芸術与生活』、『中国新文学的源流』、『夜読抄』、『瓜豆集』、『知堂回想録』、『欧州文学史』など多数にのぼる。

日本では戦前から松枝茂夫による翻訳が複数刊行され、戦後は木山英雄による対日協力問題に焦点を当てた研究が高く評価されている。一九八〇年代からは中国でも研究が解禁された。「漢奸」という政治的評価の変更は容認しないという制約は存在するが、今日まで四十年余の間に周作人研究は長足の進歩を遂げた。ほとんどの研究者は、「周氏兄弟研究」という課題設定の下で魯迅とともに周作人を研究している。この十数年来、鐘叔河編『周作人散文全集』（十四卷、広西師範大学出版社二〇〇九年初版、二〇二一年修訂版）、止庵編『周作人自編集』（三十五種、北京十月文艺出版社二〇一〇～二〇一三年）、止庵編『周作人訳文全集』（十二卷、上海人民出版社二〇一二年）、

陳子善編『周作人集外文』（三卷、上海人民出版社二〇二〇年）が出版され、周作人の鬱蒼たる散文群の全貌が姿を現しつつある。

著者止庵について

散文作家、小説家である。『周作人伝』のほか、文芸作品として『惜別』（散文集）、『受命』（小説）、『游日記』（日本旅行記）など著作が多数ある。周作人、張愛玲研究者として著名であり、『張愛玲全集』十二卷（北京十月文芸出版社）の主編をつとめた。上記『周作人自編文集』、『周作人訳文全集』は周作人研究の基礎文献となっている。

訳者は、二〇〇一年に本学派遣の北京大学訪問研究員として一年間滞在した折に、魯迅博物館館長であった陳漱瑜氏の紹介で、止庵氏と知り合い、今日まで親交がある。二〇〇七年より松枝茂夫所蔵の周作人書簡の校訂整理を行った際、止庵と共編で影印本『周作人致松枝茂夫手札』（広西師範大学出版社二〇一三年）を出版した。

『周作人伝』について

本書は、中国本土における周作人研究の最新成果を反映した研究書である。周作人研究においては、日中戦争における「対日協力」の評価を避けて通ることはできず、本書は中国で「対日協力」を最も精緻に分析した学術研究の成果ともいえる。中国共産党政権による公式見解は今後も変わらないであろうが、日本敗戦後八十余を経て、中国の学術研究上では、対日協力問題、ひいては日本の戦争責任をどのように捉えるようになったか、本書を日本の読書界に紹介する意義は大きいと考え、現在『周作人伝』増訂版の翻訳刊行を準備している。

中国国内では、これまでに周作人の伝記が単行本だけでも十数冊刊行され、枚挙に暇がないほどである。だが、

従来刊行された大部分の伝記に共通するのは、周作人の対日協力への断罪から遡及し、文学者としての周作人を否定的に評価するロジックである。このため冒頭で五・四新文化運動での輝かしい成功を描きだした後、日中戦争期に近づくにつれて評価が低くなる流れを前提として論述が展開される。翻訳者の理解によれば、このような政治的断罪が前提となっている伝記記述に異議を唱えたのが止庵である。よしんば対日協力が戦争犯罪として断罪されるべきだったとしても、その犯罪に先立つ生涯で築きあげた文学者としての功績を否定するのは論理的に矛盾している。その意味で、止庵の著作は政治優先が当然だった文学研究のあり方に一石を投じるもので、今日の成熟した中国学術研究の到達点を示している。

『周作人伝』の構成は以下の通りである。今回は序文を掲載し、本誌次号に第一章を掲載する。現在、完訳を目指して鋭意翻訳中であるが、中国語で三十五万字あるため、完成まで時日を要する。少しでも翻訳の質を高めるため、お気づきの点はご指教いただければ幸いである。

「増訂版序文」、「初版序文」ならびに「『周作人伝』執筆縁起」（本号）

第一章 一八八五…出生から南京修学まで（次号）

第二章 一九〇六…日本留学

第三章 一九一…辛亥革命

第四章 一九一七…五・四新文化運動

第五章 一九二三…『自分の畑』

第六章 一九二八…小品文創作

第七章 一九三九…対日協力

第八章 一九四五…日本敗戦後

第九章 一九四九～一九六七…中華人民共和国成立後

結語

参考書目

『周作人伝』の文体的特徴は博引旁証である。周作人のテキストだけでなく、古今東西の文献が縦横無尽に参照され、止庵の博覧強記が遺憾なく発揮されている。密度の高い文章を日本語として分かりやすく訳出するため、漢文訓読風の翻訳は避け、極力平易な現代日本語に翻訳し、必要があれば注記で補足説明を加えた。

なお、本誌掲載の序文及び第一章の訳文は、本学文学研究科(中国語中国文学コース)の「中国文学研究1、2」(二〇二五年度)の授業で受講生諸君と検討したものである。ご意見を下さった皆さんに謝意を表したい。

訳文凡例

一、本書で用いた周作人のテキストは、『周作人自編集』(止庵編、全三十五種、北京十月文芸出版社、二〇一一～二〇一三年刊行)、『周作人集外文』(陳子善編、全三卷、上海人民出版社、二〇二〇年)、『周作人日記』(周吉宜等整理、全八卷、台湾聯經出版事業股份有限公司、二〇二五年)である。詳細は別途準備中の巻末参照書目に譲る。その他のテキストは必要に応じて注記に記したが、初出誌については省略したものがある。本書で引用する外国語文献は、原則として拙訳によった。

二、本文では、原則として外国語の書名、作品題名は日本語に訳し、注記に原文書名など必要な書誌情報を明記した。ただし、慣行により翻訳しなかった書名もある。その場合は必要に応じて「」「『』内に（）で日本語訳を示した。

三、本文中の（）は原著者の補足を示し、訳者による補足は〔〕で追記した。本文の引用文中にある……は著者による省略を示す。

四、漢文（古代漢語）からの引用は、原則として拙訳により現代日本語に訳したが、一部著名な書籍は既刊書の書き下し文を参照し、参照書籍を注記に示した。

五、日本文からの引用は、原則として原典から原文を引用する。ただし、旧字体、旧仮名遣いは新字体、新仮名遣いに改め、適宜ふりがなを加えた。

六、欧文からの引用は、原則として原典と校合したうえで、邦訳が参照可能な場合は邦訳を引用する。原典参照が困難な場合や出典不明の場合はその旨注記する。

七、原書注記中の書誌情報（書名・人名等）は日本の常用漢字を優先しつつ、中国語固有表記を原著のまま維持する。なお、読者の理解の便宜を図るため、訳者による注記を追加したが、原書注記と訳者注記との別は示さなかった。

増訂版序文

『周作人伝』は二〇〇九年一月に出版された。⁽¹⁾同年末に再版され、版面の変更を行わない条件のもとで、一部だけ若干修訂した。その際、「他に採用すべき新たな資料もあるが、今後改めて補訂するしかない」（後掲「重版後記」）

と付記した。この度、増訂版刊行の運びとなり、改訂の機会が与えられた。改訂は大きく分けて二点ある。一つは「増補」である。新たに補充した資料のほとんどは、この数年に新聞雑誌上で公開されたものだが、すでに掲載されていたものの、私が『周作人伝』を執筆中の折には目にしなかったか、重視しなかったものもあり、そのなかには周作人が一九六二年十月十五日に書いた「文人督弁から反動作家まで」⁽²⁾という文章がある。これは自分の経歴に關して相当詳細に叙述した唯一のもので、二〇〇七年一月の『文史資料選輯』（総・第一五一輯）に発表された。ほかに『周作人伝』完成後、私は十数篇の文章を書き、周氏の生平、思想両面で新たな知見が得られたので、重要なものは本書に盛り込んだ。このため増訂版の分量は初版の一倍半になった。

二つ目は「訂正」である。例を二つ挙げよう。第一には、一九三七年の七・七事変（盧溝橋事件）後、周作人が北平に留まった件である。私は初版で一九三八年三月二十日の『戲言』第一期掲載の「南方へ避難するよう促す某氏への返信」での言葉を引用し、当時の作人の態度を考察した。⁽³⁾その後、二〇一二年二月の『魯迅研究月刊』第一期で「古越周作人先生稿札」を読むと、この書簡は一九三七年十一月十三日に張一渠へ宛てられたもので、『戲言』掲載時には一部の内容が削除されていた。「弟が上海におり、妻子供四人の面倒を代わりに見ざるを得ず」という一節は、もともと「弟は情婦と上海におり、妻子供四人を捨てて顧みず（最近一年はびた一文も送らず）、私が代わりに面倒を見ざるを得ず」、「しかも母も北平におり、魯迅夫人も（上海にいる方〔許広平〕ではなく）おり、老人二人の面倒を見なければなりません」と記していた。今回、本来のテキストに基づいて訂正した。

第二には、張菊香、張鉄榮編『周作人年譜』一九三九年一月十二日の項で、以下のようにある。

偽北京大学（当時、北京大学は日本支配下にあったので編者は「偽」と呼ぶ）から北京大学図書館の辞令を

受け取り、その任を受けると直ちに返信した。その日の日記には「午後、北京大学の辞令を受け取るが、やはり図書館の件で、事実上受けざるをえない（中国語原文…事実上不能不當）」と記載している（日本支配下にある大学で役職に就くことは対日協力の戦争犯罪を意味する）。

錢理群『周作人伝』でも次のように述べる。

……その日の日記にはこう書かれていた。『午後、北京大学の辞令を受け取るが、やはり図書館に関するこ
とで、事実上受けざるをえない』として、『日記原文では』わずか七文字で、民族の大義に係わり、個人の運
命に係わる決定的な一步を片付けた。

この二冊の著者は現存する周作人日記すべてを読んでいるはずだが、正式に刊行されている周氏の日記は一九三四年までしかなく、その後、ほかの者がこの件に言及する際には、みな上記の年譜、伝記に従っており、私が『周作人伝』初版執筆時も例外ではなかった（二〇二五年一月に台湾聯經出版事業股份有限公司より現存する日記すべてが刊行された）。倪墨炎『苦雨齋主人周作人』でも以下のように述べる。

この件は数日前に口頭で承諾していたが、周作人はなおも苦雨齋（書齋）で行きつ戻りつし、じっと座り込んで、また行きつ戻りつし、普段よりも苦茶を多く飲んで、ついに受諾すると返信したのだ。彼はその日の日記にこう記した。「午後、北京大学の辞令を受け取るが、やはり図書館の件で、事実上受けざるをえない」と。

王錫榮『周作人生平疑案』でも、以下のように述べる。

この日、周作人は日記に記した。「午後、北大の辞令を受け取るが、やはり図書館の件で、事実上受けざるをえない。返信する」。この書きぶりは、実に含蓄に富んでいる。何をもつて「事実上引き受けざるをえない」というのか。日本人に強要されて受けざるをえないのか。それとも刺客に迫られて受けざるをえないのか。思うにどちらも係わっている。当初はきつと日本人が懸命に抱き込み工作をして、断れば恨みを買う恐れがあったが、そこに刺客が現れ、我が身の安全を守るには頼るべき存在が必要と感じたのだろう。⁽⁴⁾ どのような心情にせよ、最後は「投降」という結果に帰着した。

本書初版が出版されてから、周家遺族から連絡があり、その日記の一節には誤りがあるという。⁽⁵⁾ オリジナルの日記を読むと、その日の内容は以下の通りである。

午前、各方面への返信を書き、午後、北京大学の辞令を受けとり、やはり図書館に関するのだが、事実上引き受けられないと、返信せねばならない〔中国語原文…事実上不能去、當函覆之〕。夜、〔阮〕和森の代理で委任状を一通受け取る。

「発信」欄には「耀辰、玄同、孟華、重久、松雄、村上、芸子」と記され、さらに「受信」欄には「一渠速達」

と記し、その下に「返信」と注がある。オリジナルの日記によると、日記の文面は「事実上、引き受けられず、返信せねばならない」と区切って読むべきである。だが、一月十四日の日記には「発信」欄に「稲孫（錢稲孫、当時北京大学本部秘書長として湯爾和の下で実務を担当）」、「爾叟」とある。「爾叟」とは湯爾和で、当時、華北臨時政府（冀察政務委員会）教育部総長の任にあった。⁽⁶⁾この言葉は読み間違えられたか、書き換えられて、「事実上受けざるをえない」となったが、意味には若干違いが生じており、周作人が委嘱された当日に「その任を受けると直ちに返信」としたという事実は決してない。この点もオリジナルの日記に基づいて訂正をしている。

私は能力の及ぶ限り、『周作人伝』を増訂したが、資料に対する態度は従前通りであり、一言でいえば「寧ろ欠けるとも濫るなかれ」（数合わせで質を落とすより足りない位の方が良い）にほかならない。そもそも周作人は生平資料が少なく、その大半も作人が「反面人物」となってから出てきたもので、一度否定されると、生涯の功罪の議論ばかりか、思い出の良し悪しまでが「定説」に従って、改変され、加筆削減されるのも避けられない。周作人はかつて次のように述べた。

ある人物の平凡この上ない史実こそが本来は伝記での最良の資料だが、ただ一つ条件があつて、それは皆が彼を「人」と見なすことであり、「神」——すなわち偶像や土偶——として崇めるのをやめてこそ有意義なものとなる。もし神と崇めるなら当然、神話や神学が別途必要になるからだ」（『鲁迅に関して（其二）』⁽⁷⁾）。

逆にいえば、もし皆がその人を「人ならざる者」と見なしたら、おそらく「平凡この上ない史実」では満足しない。これは必ずしも一律に指示されたのではなく、多くは率先して行うのだ。

『論語』「子張第十九」に「子貢曰く、『紂の不善や、是^はくの如くこれ甚だしからざるなり。是^をを以て君子は下流に居ることを惡^むむ。天下の惡、皆な焉^にれに帰す』」という（「一度惡評が定まると、惡評がさらに集まりやすい」とある。この批判は恐らく一部の回想録の叙述に当てはまるだろう。『論語』で子貢は慎み深く疑問を呈したただけで、最後には「皆諸^{これ}を己に反^{かへり}み求め⁽⁹⁾」ている（自分の言動に対する相手の対応が思い通りとならぬ場合、まず自ら反省すること）。同様に私たちも恐らくこの限界から脱しえない。なぜなら回想録を書く者はしばしば自らが親しく目で見て、耳で聞いたと述べ、確実この上ないとするが、何ら傍証を示さないからだ。この手の「独占秘話」は、書き手も真実だと証明できないが、読み手も虚偽だと断ずることはできない。人の口に戸は立てられず、「虎がいる」と三人が言えは真実になる」（『戦国策』「三〇三、龐葱與太子」）ように、最後はどれも「事実」となってしまう。後年書かれた回想録が先行の回想録を一部流用したり、回想の対象となる者の日記、書簡、作品を引用したもので、そこに少しでも脚色が入ると、真偽の判断は一層困難になる。一つ例を挙げると、俞芳『私の記憶のなかの魯迅先生』では以下のように述べる。

一九三六年、私は北京におらず、三妹（俞芳のすぐ下の妹俞藻）から聞いた話だが、大先生の逝去（魯迅は十月十九日上海で逝去）は、先生の母上（魯瑞）にとっては本当に青天の霹靂でした。訃報が伝わると、お母様の悲しみようは大変なものでした。……しかし先生の母上は深い悲しみのなかでも、ご自分の気持ちを抑え、出来るだけ人前では泣かぬよう気をつけておられました。大先生が亡くなられた初七日の日だけは、本当に堪えきれず、号泣してしまいました。お母様は、女として一番悲しいのは夫や子供に先立たれることだと言われました。そして、端姑（作人が四歳で天然痘を発症した際、生後間もない妹の端姑も感染して死亡）はとう

に亡く、大先生は三年も病氣だったから、いつ先立たれやすまいか心配していた。老四（四男の椿寿、享年六歳）も亡くなって数十年たつが、今でもよく思い出すし、老大（長男、魯迅を指す）は最愛の息子なのに先立つなんて、悲しまずにはいられないとおっしゃいます。それに年齢をいえば、あの子も今年で五十六歳になっていて、短命とはいえない。自分の寿命が長すぎるせいだ。もし私が数年早く、あの子より先に死んでいけば、今頃何も知らなくて済んだのにとおっしゃいました。⁽¹⁰⁾

ここで魯瑞老夫人のいう「年齢をいえば、あの子も今年で五十六歳になっていて、短命とはいえない。自分の寿命が長すぎるせいだ。もし私が数年早く、あの子より先に死んでいけば、今頃何も知らなくて済んだ」という言葉は、孫伏園「魯迅先生を悼む」という文章に基づいているようだ。

〔十月〕二十一日、北平に到着し、二十二日に周老夫人（魯瑞を指す）にお目にかかった。魯迅先生の客間には陶元慶先生が描いた木炭デッサン画がもとから掛けてあったが、若干中央へ移したようだった。画の前には文机が置かれ、緑茶、煙草、文具が供えられていた。私と三番目の弟の春苔が沈痛な面持ちで拝礼すると、周夫人（魯迅の妻、朱安）の案内で私たちは母屋へうかがい、老夫人にお目にかかり、まず魯迅先生の仕事部屋を拝見した。「虎の尾」（増築して突出した部屋の形状からついた呼称）はそのままでしたが、その虎に騎乗し、民族が総勢で勇猛に前進するよう鞭撻する偉業の担い手は二度と姿を見せなかった。周老夫人も当然悲嘆を免れぬものの、魯迅先生の偉大さの多くは老夫人からの遺伝であることがありありと見てとれた。ただ、老夫人の場合、魯迅先生より穏和で、慈しみ深く、闊達だった。「年齢をいうなら、五十六歳も短命とはいえない。

私が長生きしすぎた。私が去年死んでいたら、今年何も知らなくて済んだでしょう」。老夫人の言葉を聞くと、まるで魯迅先生の文章を読んでいるようで、内に秘めた洞察も雄弁ぶりもそっくりだった。老夫人は今年八十歳になったばかりだが、犀利な話しぶりは百歳の長寿を裏つける吉兆である。それにしても周老夫人の悲嘆ぶりに私たちは胸を打たれた。⁽¹¹⁾

俞芳「周作人を語る」でも次のように語っている。

俞藻が一九三七年夏に杭州に帰った際、先生の母上と周作人に関する二つの出来事を私に語った。……魯迅逝去の電報が八道湾に届くと、周作人は宋紫佩（紫佩は字で、本名宋琳。魯迅の教え子で、魯迅の斡旋で国立北平図書館に勤務）とともに西三条（母魯瑞と妻朱安が住む魯迅北京旧宅）に行き、先生の母上にお知らせした。後日、母上は俞藻にこう話した。「あの日、老二（周作人）が宋紫佩とともに来たので、私は心中もう良くない予感がして、老大的病気がまた悪くなったのか思ったら、もう亡くなったと知らされ、大きなショックを受け、これ以上の悲しみはなかった。全身が震え、両足ががくがく震えて立っておれず、ベッドにすがらな」と話せなかったが、頭ははつきりしていた。私は『老二（作人を指す）、これからはお前だけが頼りだよ』と言うと、老二は『困った、困った』と言うのよ。さらに母上は俞藻に言う。「老二は本当に気が利かなくて、こんな時ぐらい、兄さんが亡くなったからには今後の家のことは一切合財、私が引き受けるから母さん安心してと言えはいいのに。そう言ってくれば、私も気が休まり、老二自身の責任も明確になるんだから」。それで母上は憤慨して「まさか困った、困ったと言えば、私を養う責任から逃れられるのかしら』とおっしゃった。⁽¹²⁾

ここでの「魯迅逝去の電報が八道湾に届くと、周作人は宋紫佩とともに西三条に行き、先生の母上にお知らせした」と、老夫人（魯瑞）のいう「あの日、老二が宋紫佩とともに来たので、私は心中もう良くない予感がして」というくだりは、周作人『知堂回想録』に基づくようだ。

彼女（魯瑞を指す）は息子を愛していたが、その場に應じて悲しみの涙を隠せる人だった。思えば、魯迅逝去の折、上海から電報が来たが、母に知らせる段になって、私は咄嗟にどうしたらよいか分からず、北平図書館に宋紫佩を訪ねて訃報を知らせ、同行してもらった。母に会っても直ちには切り出せず、だいぶ時間がかかり、やっと訃報を伝えたと、大ごとにならずに済んで、二人でほっとした。ところが母は言った。とつくに分かっていたよ。お前たちが一緒に来るなんて、尋常ではないし、延々と世間話ばかりするから、ますます長男（魯迅）の件で来たと私には分かったわ。⁽¹³⁾

だが、俞芳の文章で老夫人の言う「老大がもうこの世にいないと知らされて、ショックはとても大きく、これ以上の悲しみはなかった。全身が震え、両足が震えて立っていられず」というくだりは、許広平「母親」という文章の引き写しのようだ。いわく、「愛する息子が死んだと、彼女（魯瑞）は知らされても、当座は平静で大して泣きもしなかったが、その後歩けなくなり、一歩進むのにも助けが必要だった。後に彼女はこう人に話した。『私は知らせを受けても泣かなかったの。でも、両足が震えて立っていられず、助けがないと歩けなかった』。この慈悲深い母親は息子同様強靱だったが、ショックはとても大きかったのだ⁽¹⁴⁾」というくだりだ。

上に引いた俞芳の文章内容は、作者自ら妹の俞藻から聞いた話だと述べている。私が不思議に思うのは、老夫人が他の者に話したことを、どうして俞藻に繰り返し聞かせねばならないのか。俞芳の文章は内容を水増ししても「死人に口なし」という時期に書かれている。当時その場に居合わせた魯瑞、宋琳（紫佩）、周作人はみなすでに逝去し、しかも、文章が「公表」されたのは魯迅の死後四、五十年後なのだ。許広平が文中で「彼女はこう人に話した」という「人」とは誰なのかも説明がないが、まず俞芳ではあるまい。少なくとも時間的に辻褄が合わない。周作人は過去に「もし他人が言ったのなら、たとえ母親の言葉であっても、自らに直接話した言葉でなければ信じられない」（『魯迅の青年時代』）と述べたことがある。俞芳の文章と照らしあわせてみれば、この言葉は「まぐれ当たり」か「瓢箪から駒」と言ってもよい。

幸い私は『周作人伝』を書くなかで、伝記の主人公の思想と創作に対して明白な影響を与えた者を除き、あまりこの種の家庭生活の中身にまで立ち入らなかった。私の興味はそこにはないともいえるが、俗に「清官も家務の事を断じ難し」（「公正な裁判官でも家庭内の紛糾は裁けない」という通りであり、残された僅かな資料だけでは究明しきれない問題がある。我々としては軽々しく信じ込まないことをもって良しとしよう。『論語』「子罕」にいう「子、四を絶つ。意母^なく、必母^なく、固母^なく、我母^なし」（孔子は、身勝手、無理強い、執着、我執の四つを絶った⁽¹⁵⁾）という言葉はここにも適用できる。

二〇一五年十二月九日

附記一

茅盾が晩年に著した『私の歩んできた道』の『小説月報』改革の前後』という章で以下のように述べる。

第一号を見ただけでも、この号が「百家争鳴」の様相を呈していたことが直ちに分かり、周作人の論文で提起した意見は一個人の見解に過ぎなかった。私とほとんどの文学研究会同人は決して賛成していなかったが、彼は「有名教授」だったから、この文章は冒頭に配置して、「敬意」を示したに過ぎない。この「聖書与中国文学（聖書与中国文学）」が結局どんな主義を提起していたのか。若干紙幅を費やして説明せざるをえない。概括するならば、要点は以下のである。……以上から分かるとおり、「聖書与中国文学」は同号の論文三篇と引き比べ、どれほど「特殊」だったかは明白である。⁽¹⁶⁾

「茅盾とほとんどの文学研究会同人」が、その当時「聖書与中国文学」に関して本当はどのような見方をしていたのかは、今となつては調べようがない。だが、『小説月報』の続号、すなわち一九二一年二月十日の第十二巻第二号には「記者附記」があり、これは茅盾自らの手になるものだ。「もともと周作人さんは文章二篇を書いて下さる約束だったが、現在お病氣なので、第二期に掲載できなかった。周さんの文章をいち早く拝読できないのは本当に残念だが、皆さんにはお待ちくださるようお願いする」と述べる。ここでの周作人に対する態度は、お互いの社会的地位と政治的身分に根本的な変化が生じてから截然と異なっている。恐らく私たちは昨今の史料と向き合うときに留意せざるをえないだろう。

二〇一六年九月十二日

周家の家庭内の事情については、本書では余り触れていないが、なかには世間に流布していても事実と異なるものがあり、その出処をたどると、俞芳らの「回想」が係わっている。例を挙げれば、『魯迅、許広平所蔵書簡選』、『魯迅研究資料』（第十六輯）所収の「許広平往来書簡選」、それから許広平が周作人に宛てた書簡を読むと、魯迅没後に、周作人がいつ頃から母親に生活費を出し始めたかは、通行の説と食い違いがあるのに気づいた。上記書簡でも書き手によって異なる。李霽野が許広平に宛てた一九三八年九月二十三日付の書簡では以下のように述べる。

お婆様は相変わらず大変お元気ですが、経済面では御次男（周作人）が今年は小遣い十五元しかお出しせず、夫婦で隔月に交代で少し顔出しするだけで、子どもたちは伺っていません。お手元のお金だけでは何とか持ちこたえて精々陽暦年末までだそうです。御次男が方々で借金しているのも事実だそうです、現在、孔徳学校から毎月百元から百五十元、燕京大学から八十元もらい、中仏基金会の翻訳はすでに辞めた由で、教育部（北京）から毎月二百元だそうです（まだ確認中で、貰っていないとも）。〔孫の〕周豊一は孔徳学校と燕京大学で教え、給料も百元は下らないはずです。御次男が進んで面倒を見てくださるのは期待できず、お婆様も御次男に頼ろうとされず、もしお便りされるなら、上海では印税が受け取れず（すでに仕送りの事も触れるべき）、なおかつ近々送金出来なくなる（私からの助言とは言わぬこと）と書き送り、御次男に毎月出来るだけ負担するようお願いしてください。どんな返事が来るかを見て、他の方法を相談しましょう。⁽¹⁷⁾

許広平は周作人に宛てた同年十月一日付書簡でこう書いている。

目下、北京上海で分かれて暮らしていて、妙案はありません。私と海嬰は、たとえ物乞いをして暮らすとしても、お母様はご高齢で無理ですし、作人先生も無下にはなさらないでしょう。深夜思い悩み、思案も尽きましたので、経緯をお伝えし、何卒事情を汲んで策を講じ、お母様に毎月ご工面いただければ幸いです。⁽¹⁸⁾

魯瑞が許広平に宛てた十月十七日付書簡にはこうある。

このご時勢で、何もかも高価になり、上海も暮らしが大変なこと、八道湾の次男も苦境は承知しており、今後、北平で必要な生活費の一部は負担すると自ら明言しましたが、長男（魯迅）の係累の北平と上海の三人（許広平、周海嬰、朱安）だけは苦楽をともにし、家族一体でなければなりません。⁽¹⁹⁾

魯瑞は許広平に宛てた十一月八日付書簡にはこう記す。

次男は一月から私の家計の一部の面倒を見てくれるが、いくら負担するか明確に言わない。聡明な嫁（許広平）の家計事情は、私も承知しているので、状況に応じて毎月いくらか捻出して私に送金してくれば、後はこちらで算段します。⁽²⁰⁾

ここでの「一月」とは翌年一九三九年一月である。しかし、宋琳が許広平に宛てた一九三七年十月二十一日付の書簡を改めて読むと、「八道湾からお母様への月々の仕送りは従来通りで、毎月一度見舞いに来ているが、御次男

は学校が閉鎖され、かなり影響があった⁽²¹⁾と言っており、周作人が毎月母親の魯瑞に生活費を出しはじめた時期は、魯瑞自身が述べる時期より早い。魯瑞がどうやら許広平に事実をありのまま知らせず、許広平は李霽野の助言に従って周作人に直接書簡を書いた結果、(すでに仕送りしている)周作人に改めて仕送りするよう頼んでしまった。許広平の代理として魯瑞と連絡を取っていた李霽野は、事の真相を当時把握していなかった。一方、宋琳は李霽野よりも周作人一家との関係が密接で、西三条の魯瑞の状況も知悉していた。こうした一次資料は明らかに俞芳らが後年語った言葉よりもはるかに信頼できる。

初版序文

先日、創作の筆を折って久しい友人に忠告した。もし文字で表現しなかったら、我々の読書時の感想自体がそもそも「未完成」なのだと。これこそ私自身が本書を書くに決めた理由なのかもしれない。私が最初に周作人の作品に接したのは一九八六年で、当初はいくらか興味を持ったに過ぎなかったが、その後、校訂整理に着手してからは繰り返し読んだ。『周作人自編集』、『苦雨齋叢書』、『周氏兄弟共訳文集』など相次いで出版し、合計で七、八百万字があり、関係資料も含め相当読みこんだ。一時期、私は創作意欲が湧かず、折しも友人が『周作人伝』という題目で執筆を勧めてくれたので、私もこの機会に全著訳作品、そして入手可能な生平資料をまとめて一通り読み直そうと考えた。かくて一年を費やして大量のメモを取った。その後まるまる二年間かけて本書を完成させた。とどのつまりは「読後感」にすぎず、かねてから書いてきた私の小文に似て、伝記の主人公の生涯に沿って書いた断片の集成にすぎない。本書で二十年費やした仕事に決着をつけたが、「我を知る者、我を罪する者」、それは読者だけで

二〇一七年九月二十九日

ある。⁽²²⁾ 私自身は今後別の仕事することになるう。

『周作人研究資料』、『回望周作人』といった書籍が相次いで公刊されても、周氏の生平資料は相変わらず非常に不足している。第一に日記はいまだ全て刊行されず、第二に書簡もほとんど収集整理されておらず、第三に檔案史料（公文書記録）はまだ公開されず、第四に当時の新聞報道、訪問記、印象記もまだ集成刊行されておらず、第五に後世に書かれた回想録は検証訂正されていない。今のところジェフリー・マイヤーズ著『オーウェル伝』やジョジアヌ・サヴィニョー著『マルグリット・ユルスナール』のような詳細かつ正確無比な伝記執筆は不可能である。だが、上記の問題が解決されても、本物の伝記を書くに足る資料が十分かという未だしの感がある。

上述の問題は、二つの状況に分けられる。一つは使える資料の不足であり、いま一つは、どんな資料でも利用できるわけではないことである。前者は個人の能力ではいかんとしてもしがたく、出来る限り遺漏なきよう注意するしかないが、後者は鑑定選別した方がよい。回想録は時として自身の意思で、時としてやむを得ず、偽りの記述が少なからず混入し、結果的に誤りが誤りを生む。例えば、許寿裳の『亡友魯迅印象記』では一九二四年に周氏兄弟が諍いを起こした際に、「……程なく、よその客人（原語は外賓）がやってきて、口を開こうとしたので、魯迅は淡々とこれは家庭内のことであり、よその客人のお気遣いをいただくまでもないと断った。来客は何も言えず、引き下がるよりほかなかった」と記している。周作人は『知堂回想録』でこれを訂正し、「ここで説明しておかねばならない。徐とは徐耀辰（祖正）で、張は張鳳挙で、二人とも当時北京大学教授で、「よその客人」などではない。これは許季葦（寿裳）が述べるとおりだ。許季葦も徐、張の二人もこの事件の経緯を知っており、人柄は『誠実』なのに、なぜデマを流し、「聖人君子」（この場合は偽善者）同然のことを言うのか⁽²⁴⁾という。このほか長い歳月が経過し、記憶も真実から遠ざかったせいで、『知堂回想録』にも間違いがままあるほか、故意に記述を省くこともある。

例えば、周作人日記には「一九五〇年一月に出版総署署長の葉聖陶さんと秘書の金燦然さんがきた」とあるが、葉聖陶の同日の日記には、「昼食後、午後二時に喬峰（周建人の字）、燦然を伴って八道湾に周啓明（作人の字）を訪ねる」とあり、実は三人で来訪し、周建人も同席していたと直ちに分かる。⁽²⁵⁾このような問題一つ一つに、私たちは注意せねばならない。

本書が主眼とするのは、生涯の遍歴を描くことではない。周作人のような思想家、作家にとっては思想的変遷の流れ、思想表現に至るプロセスこそが人生遍歴より遥かに重要であり、そこに相当の紙幅を費やしたし、関連資料も比較的揃っていた。これが巷間に周作人伝がすでに何冊も出回っているにも係わらず、私が本書を執筆したゆえンである。既刊伝記の出来について今は論じない。

かつて私は「伝記」と「伝記小説」とを混同してはならないと力説した。伝記はノンフィクション作品であり、書く事柄はすべて事実であり、典拠が必須だ。他人の記述を引用するには検証が必須で、この最低条件は外せない。伝記執筆は歴史叙述と同様、「合理性のある想像」や「合理性のある虚構」は許されない。本書も当然例外ではない。従って、面白可笑しく書くことはできないし、でまかせを口にするものもない。伝記の主人公の思想であれ、生涯であれ、事実経過のみを叙述するつもりである。歴史に空白があるとしても、虚構や推測で作り話はしない。私自身の見解は、他者と見解が異なるうと一致しようと、一個人の見解にすぎない。「周作人」という論争の尽きないテーマにおいて、私は擁護者でも糾弾者でもない。ゆえに論争に係わる見解も「実情を踏まえ、空理空論は無くす」つもりである。私自身の見解は当然持っているが、私の個人的見解が読者と事実の間をさえぎるものであつてはならない。

二〇〇八年二月十四日

重版後記

このたび『周作人伝』が重版されるにあたり、幾つかの誤記と校正ミスを修正し、版面の変更が生じない範囲で一部分修訂した。他にも参照すべき新史料もあるが、今後の改訂を期するほかない。

本書刊行後、新聞雑誌とネットで幾つか評論が出たので、採用すべき意見はすべて修訂に生かした。ここに謹んで謝意を表したい。ある評論は本書が「作者の周作人の思想に対する理解を基準に周作人を読み解いた」と評したが、もし作者が他人の理解を基準としたら、「より深く踏み込んだ思考」ができぬばかりか、「解説」「思考」する以前の問題である。これは伝記への要望としてレベルが低すぎるようだが、私の著作が事実経緯の叙述以外にも汲むべき点があったとすれば、この点に存するのかもしれない。

二〇〇九年十一月五日

『周作人伝』執筆縁起⁽²⁷⁾

私は伝記を読むのが好きだが、その手の本を買うとき、出所不明の対話や「彼は」と考えたとかいうモノローグつきのものは、たとえば名高いアーヴィング・ストーン（著名な伝記小説作家）の著作であっても、私は一切買わない。これが私の「伝記文学」に対する立場だ。自分で伝記を書くにあたっても、このルールに当然従わねばならない。私は『周作人伝』（初版）序文で、「私は『伝記』と『伝記小説』を混同してはならないと力説した。伝記はノンフィクション作品であり、書く事柄はすべて事実であり、典拠が必須だ。他人の記述を引用するには検証が必須で、この最低条件は外せない。伝記執筆は歴史叙述と同様、『合理性のある想像』や『合理性のある虚構』は許されない」と述べた。一言でいえば、「伝記文学」が書くように私は書いたりしない。たとえ「文学的な味わいが

足りない」、「かなり無味乾燥」でも構わない。

類似した見解は、先人がとうに示している。例えば『左伝』、『史記』もそのように指摘されていた。錢鐘書『管錘編』では次のように述べる。

上古の時代には録音機材もなければ、速記法にも乏しく、「駟馬も追う能わず」（一度口にした言葉は取り返せない）なのに、どうして生き生きとした口調で、まるでじかに肉声に接したかのようなのか。内々に話したの、真率に話したの、壁^{こし}に聞き耳やら灯火の陰からすがめて見たのか、何か根拠があるのか。例えば、「僖公二十四年、介之推、母と偕^{とも}に逃る前の問答」や「宣公二年、鉏麇^{しよけい}自殺前の慨歎」では、生者には証人なく、死人には証拠なしである。……思うに当事者の言葉ではなく、作者が代わりに述べたもので、後世の小説、台本の対話や独白のようなものだ。左氏は主人公に成り代わって、その性格や身分にあわせて代弁するのが理の当然²⁸と思ひ込んでいたのだらう。

この言葉はまさしく「伝記文学」を批判するものだ。錢氏のいう「宣公二年、鉏麇自殺前の慨嘆」は『左伝』に見える。「宣子、しばしば諫む。公、これを患う。鉏麇をしてこれを賊せしめんとす。晨に往く。寢門^{ひら}、闢^{ひら}けたり。盛服してまさに朝せんとするに尚ほ早し。坐して仮寐せり。麇、退きて歎じて言いて曰く、『恭敬を忘れざる、民の主なり。民の主を賊するは不忠なり。君の命を棄てるは不信なり。これにおいては一あるは、死するにしかざるなり』。槐に触れて死す²⁹」。この『左伝』の一篇は高校の教科書に収録されていて、とある「学習指導案」を読んだところ、問題点の所在に気づいた。「鉏麇は直ちに死んだのに、死ぬ直前の内心の独白はどこで分かったのか」。指

導案の解答例はなんと「当てはめて推量すること——その時の状況、事態の結末と人物の性格、行為に基づき、合理性のある想像をしたものである。人物の性格に合わせ、結果について合理的な解釈をすることは、事実と反すると感じる以上に、歴史への『没入感』が生まれる」のだという。教師たる者がこんな講釈をするとは、まさに学生に道を踏み誤らせる（不良教師を批判する慣用句）どころの話ではない。

「合理性のある想像」あるいは「合理性のある虚構」は、細部なら水増し、大規模なら捏造となり、どちらも銭氏のいう「当然そうなるという思い込み」なのだ。想像である以上、事実として書けず、そこに合理性があるかどうかの区別は存在しない。友人の謝其章によれば、今まで読んだ周作人伝三種は例外なく一九四五年十二月六日夜に周作人が自宅で逮捕された事件に触れているという。そのなかには拙著でも引用する言葉がある。「軍警が銃を周作人に突きつけて逮捕する」というと、周は『私は読書人だ、それには及ばない』と話した」という。この言葉の典拠は『文化文料』（一九八二年第三期）掲載の張琦翔「周作人投敵的前前後後（周作人が敵に投降する前後）」という文章である。ほかの二種も同一資料を用いているが、一つはこう記す。「銃口を周作人に向け、尋常にお縄につけと命じた時、彼は立ち上がり、『私は読書人だ、それには及ばない』と小声で呟き、軍警についていった」。もう一つはこう記している。「軍警が銃口を彼に向け、尋常にお縄につけと命じると、小声で呟いた。『私は読書人だ、それには及ばない』」。⁽³⁰⁾謝さんは問う。「周作人の『立ち上がる』と『小声で呟く』には典拠があるのか。これらの『水増し』には主観的なバイアスがかかっているのではないか」と。

「伝記文学」、またの名を「演義」（通俗的に分かりやすく脚色すること）という。その弊害は章学誠が『丙辰札記』で評する如く、「七分実事、三分虚構、以て観者は往々にして惑乱される所となる」ことにある——虚偽を真実に見せかけ、遂には虚偽を真実とすりかえる。魯迅は『中国小説の歴史の変遷』（講演録）で「（三国演義は）誤解を

招きやすい」と指摘し、「作中に描かれている事柄は、七割が史実で、三割が虚構です。史実が多く、虚構が少ないので、読者は虚構まで史実と信じかねません。王漁洋という人は有名な詩人で、学者でもあります。『落鳳坂に龐土元を弔う』と題する詩を作りました。この『落鳳坂』というのは、『三国演義』に載っている地名で、実在しません。王漁洋すら小説に騙されてしまったのです」と指摘する。⁽³¹⁾

先に引いた「学習指導案」には「当てはめて推量すること」とあったが、「推量」はもとより避けられぬとしても「当てはめ」は宜しくない。伝記作者の推測には、必ず事実根拠がなければならない。もう一つ例を挙げよう。ある周作人伝では、一九四五年の抗日戦争勝利後も周作人が引き続き執筆を続けたことに言及し、次のように述べる。

八月二十六日に書いた「小文」は「曲庵の尺牘」〔曲庵は劉半農の号、尺牘とは書簡。一九四五年八月二十七日作〕で、これに先立って「餅斎の尺牘」〔餅斎は錢玄同の号。一九四五年七月十二日作〕と「実庵の尺牘」〔陳独秀の号、一九四五年八月二十九日作〕を書いており、これが三篇目にあたる。おそらく執筆も「すっかり行き詰まり」、書く材料もなく、亡き友人たちの書簡を書き写して金に換えるしかなく、経済的、精神的な困窮ぶりはまことに嘆かわしい。……数日後、また「凡人の信仰」（一九四五年八月三十一日作）を書いた。ほとんどいかなる状況下でも周作人は執筆でき、これは彼の特別勤勉なところで、ある種、特殊な能力でもある。恐らくは経済的逼迫のためか。そうであれば悲しむべきことだ。⁽³²⁾

ここで「経済的逼迫」に言及しており、確かに当時の周作人日記には家財を切り売りと記載があるが、周と

関わりのある雑誌で、例えば『古今』、『中和』、『求是』、『天地』、『逸文』、『留日同学会季刊』、『読書』、『同声』、『文史』、『風雨談』、『雑誌』などは、一九四四年から抗日戦争勝利までに相次いで発刊停止となり、自ら主編を務める『藝文雑誌』も一九四五年五月に終刊となっている。一九四五年十月一日に北平で出版された『新世界』月刊第一期に掲載の「旧京的風俗詩」³³が目下確認できる当時最後の文章である。抗日戦争勝利から周氏の逮捕まで、彼の書いた文章は八編現存するが、いずれも未刊稿であり、一九五九年と一九六一年にそれぞれ『過去の工作』と『知堂乙酉文編』に収録されている。当時公刊されていない以上、どうやって「金に換える」のか。作者が「精神的な困窮」が「嘆かわしく」、「悲しむべき」とする根拠は皆無である。

かつて私は伝記執筆は以下の点が重要だと述べた。(一) 資料、(二) 思想概念、(三) 視座角度と取捨選択、(四) 文章のスタイルである。思うに後の三項はどれも第一項を基礎としており、これはまさしく私が『周作人伝』を書くうえで難儀したところだった。私は序文でこう述べた。『周作人研究資料』、『回望周作人』といった書籍が相次いで公刊されても、周氏の生平資料は相変わらず非常に不足している。第一に日記はいまだ全巻刊行されず、第二に書簡もほとんど収集整理されておらず、第三に檔案史料（公文書記録）はいまだ未公開で、第四に当時の新聞報道、訪問記、印象記もまだ集成刊行されておらず、第五に後世に書かれた回想録は検証訂正されていない」と指摘した。ここで説明を加えておきたい。

周作人日記は、一八九八年二月十八日から書き始められ、一九六六年八月二十三日に絶筆となった。その間、日本留学、北京と南京で入獄していた期間などは日記をつけていない。ある年は日記を紛失し、一九四四年の一冊は周氏が六十年代に香港の鮑耀明に郵送したが、鮑氏に届かなかった。周氏によれば、「日記が届かなかったのは、郵便局を過信した落ち度で、書留にせずとも届くと思ったのですが、紛失されてしまえば、もう見つからず、観念

するほかありません」(鮑耀明宛一九六四年五月二十六日付書簡)。張菊香・張鉄榮編『周作人年譜』は、年ごとの記述に簡繁の差があるが、これは参照可能な日記の有無による。一九四四年についていえば、三月十五日に周氏は沈啓无に対して「破門声明」を行うが、紀果庵「北遊記」(『古今』第四十三、四十四合併号、一九四四年四月一日)によれば、正月二日目(陽曆一月二十六日)に沈氏はまだ周家に正月挨拶に訪れており、もし日記があれば、その間の二人の関係の変遷過程について、もう少し調べられたかもしれない。現存する周氏の日記は合計五十数冊あるが、公刊されているのは一九三四年までで、全体の半分に過ぎない。数年前、ある出版社が全冊影印出版する計画があつたが、惜しくも実現しなかった。

周作人自ら編んだ『周作人書信』は、「書簡」部分に俞平伯、廢名、沈啓无の七十七通のみ収録している。周氏没後には『周作人晚年手札一百封』(太平洋図書公司一九七二年)、『周曹通信集』(南天書業公司一九七三年)、『周作人早年佚簡箋注』(四川文芸出版社一九九二年)、『知堂書信』(華夏出版社一九九四年)、『周作人晚年書信』(真文化出版公司一九九七年)、『周作人俞平伯往來書札影真』(北京圖書館出版社一九九九年)、『周作人与鮑耀明通信集』(河南大学出版社二〇〇四年)、『周作人・松枝茂夫往來書簡』(早稻田商學同攻會二〇〇七年三月至二〇〇八年九月)などの書籍が出版され、重複を除くと、周作人書簡はおよそ合計一千通あるが、生涯に書かれたごく一部に過ぎない。周黎庵、張中行、鄧雲鄉、張鉄錚、孫旭升らの回想によると、彼らが所蔵していた知堂書簡は少なくとも数十通、多いものは二百通あつたが、いずれも文化大革命で焼却したという。ほかにも未発表のもの、新聞雑誌に散見されるものもある。私は『周作人伝』を書くにあたり、一九三九年元旦の狙撃事件に関連して、最初に引用したのは『知堂回想録』中の説明だったが、後に虞山平衡編『作家書簡』(上海万象圖書館一九四九年二月)のなかに周作人が陶亢徳に宛てた一九三九年一月十三日付の書簡の書影があり、事件に言及しているのを眼にしたの

で、記述内容に大差はないものの、直後の記述と後年の回想では別物なので、再版の機会に資料を差し替えた。周作人宛に届いた書簡は、『回望周作人』叢書の『周作人宛書簡（致周作人）』一冊に三百通余り収録されている。周家にはまだ二万通ほど残っており、整理を進めている由で、もし出版されれば、周氏の生平研究に大いに資するだろう。

南京市檔案館編『汪兆銘政權審問筆録（審訊汪偽漢奸筆録）』（江蘇古籍出版社一九九二年七月）には周作人が南京裁判所で審理を受けた際の文書計二十六件、およそ五万字を収録している。周氏の檔案は決してこれだけではない。周作人日記によれば、以下の通りである。

一九五八年九月二十三日、「八時半、（公安局）派出所（北京市人民政府の下部機関。警邏任務のほか、戸籍管理も担当）の係官がまた同行し、自伝を書くよう命じられた。一週間を期限とする」。九月二十七日、「午後、雨が上がり、自伝の概要を書き終えた。合計十六枚。豊一に目を通すよう頼んだ」。十月二日、「午前、派出所の係官が文章を取りに来た。追加して陳述書を書くよう命じられた」。十二月一日、「午前、派出所の係官が以前書いた陳述書を取りに来た」。十二月五日、「午後、解放後（中華人民共和国成立後を指す）に来訪した日本人に関する陳述書を三枚書いた」。一九六〇年七月二十六日、「王某が華北政務委員会を調べに来て、陳述書を書くよう命じられた。実際の調査対象は王蔭泰⁽³⁴⁾だろ」。七月二十七日、「午前は仕事をせず、陳述書を計三枚書いた。……王某が陳述書を取りに来た」。十一月二十三日、「午後、民警の岳同志が話に来た。「計画」を書くようにとのことで、二、三日後にまた会いに来る」。十二月二十九日、「民警の岳が来て、午後、集会に参加するよう言われた。午後一時半に公用庫の食堂へ行く。監督小組が発足し、組長は張桂英である」。十二月三十一日、「午前、声明文を書き上げた」。一九六一年一月四日、「午前、声明文の写しを作る。修韋⁽³⁵⁾に目を通してもらう予定。昼に写し終え、午後、街に出て、

修韋宛に郵送した」。二月二十四日、「午前、街へ行き……派出所の岳興へ手紙を投函した」。

これらの文書は、どれも今日どこに保存されているのか分からない。また、周氏が晩年に数回、北京市裁判所に呼び出されて尋問を受けた際、供述調書が作成されたはずだが、その内容は閲覧できない。

数年前に出版された『回望周作人』叢書は、まさに編者が述べるように「研究者が現在目に出来ない一部の重要資料……例えば幾つかの新聞報道、訪問記、印象記などは、探し出すのが極めて困難で、外国語資料は中国語に訳されたものは少ないが、これらの資料は必要不可欠なもの」である。参考価値からいえば、中国と日本の新聞にみえる報道記事、訪問記、印象記などは当時の評論にまさる価値を持ち、当時の評論は後々の評論にまさる価値を持っている。しかしながら、『回望周作人』八冊を通観すると、あべこべに直近の十年から二十年の文章の比率が高く、一次資料が占めるべき位置を奪っている。例えば一九三九年一月四日付の『大阪朝日新聞』の「周作人狙撃さる」という記事（張鉄栄訳）が叢書から漏れているが、一九三九年元旦の狙撃事件の最初の記録であり、後々巷間で広がった伝聞を検証する根拠となる。

かねてから朱正著『鲁迅回憶録正誤』は非常に重視されてきたが、この書は主に許広平『鲁迅回憶録』の誤りを正すもので、鲁迅に関する他の著作にも正すべき誤りも多数にのぼる。周作人を回想する文章の数は相対的に少数だが、誤りの箇所はむしろ多く、訂正が待たれる。実際の話、今まで誰も朱正氏のように真摯な努力をしていないのだ。だから私は『周作人伝』を書くにあたり、「一つは使える資料の不足であり、いま一つは、どんな資料でも利用できるわけではない」（初版序文）があると述べた。例えば、ある論者は『スチュアート日記』⁽³⁶⁾の一九四九年一月三十日の項に「楊兆龍（一九四九年当時、最高檢察署檢察長の地位にあり、戦犯裁判に係わっていた）が私に教えてくれた情報では、周作人は程潜とその他の高級官僚の下した命令ですでに赦免されたという。なぜなら、こ

の官僚たちのために周氏は日本側に情状酌量を頼んだことがあり、日本側が戦争に勝利さえすれば（戦犯）問題にならなかったのだ」とあるのを読んで、「周作人研究において、この資料の重要性はいわずとも明らかである」と断じた。だが、事実は異なる。一九四九年一月、蒋介石は下野を宣言し、李宗仁が総統代理となった。そこで監獄では囚人を疎開させるよう指令を受け、有期懲役刑に処された者は保釈が認められた。周作人の刑期は十年のため、保釈対象となったのであり、決して「赦免」されたのではない。この一点だけでも、楊兆龍の言葉が事実ではないと証明できる。「周作人と程潜は同時期に日本留学した学生だった」ことを除けば、両者に接点があったのか、さらにいえば抗日戦争期に程潜らが周作人を介して日本側に情状酌量してもらう必要があったのか、周作人に裁量権限があったかどうか、いずれも極めて疑わしい。よしんば論者がいう「スチュアートも楊兆龍もひとかどの人物で、特にスチュアートがその風聞を日記に書き残したこと自体、彼自身の伝聞への評価を含んでおり、楊兆龍がその噂をスチュアートに教えたのも、楊自身の評価判断と解することができる」というが、私は証拠資料として採用する気になれない。

海外の優れた伝記作品が、近年多数翻訳されている。作家の伝記だけに限っても、ジェフリー・マイヤーズ著『オーウェル伝』、ジョジアヌ・サヴィニョー著『マルグリット・ユルスナール』など、いずれも私の敬服する作品である。前者の著者が述べるように、「本書はピーター・デイヴィスンが編纂した浩瀚な『オーウェル全集』（一九八八年出版、全二十巻、八千頁）所収の豊富な文学作品と文献資料を駆使して書かれた初めてのオーウェル伝」であり、「著者自身の研究とインタビュー、さらにロンドンのオーウェル・アーカイブ所蔵の未発表資料の利用により新たな研究成果を明らかにした」という。後者は訳者が述べるように、「本書が引用する資料の正確さ豊富さによって、本書はユルスナール研究における必須の参考書となっている」。私の理想もまたそのような「周作人伝」

を書き上げることにある。しかしながら、資料の面だけみても、目標には遠く及ばない。先に述べた困難は、いくらでも自力で貢献したいと思うが、一個人では手に負えぬものもある。仮にすべて解決しても、得られた資料では真の伝記作品を書くには未だ十分とはいえない。現時点では、この著作も「歴史に空白があるとしても、虚構や推測で作りはしない」（初版序）というルールを守ることしかできない。今後、より多くの資料を蒐集し、増訂本が出せることを望んでいる。

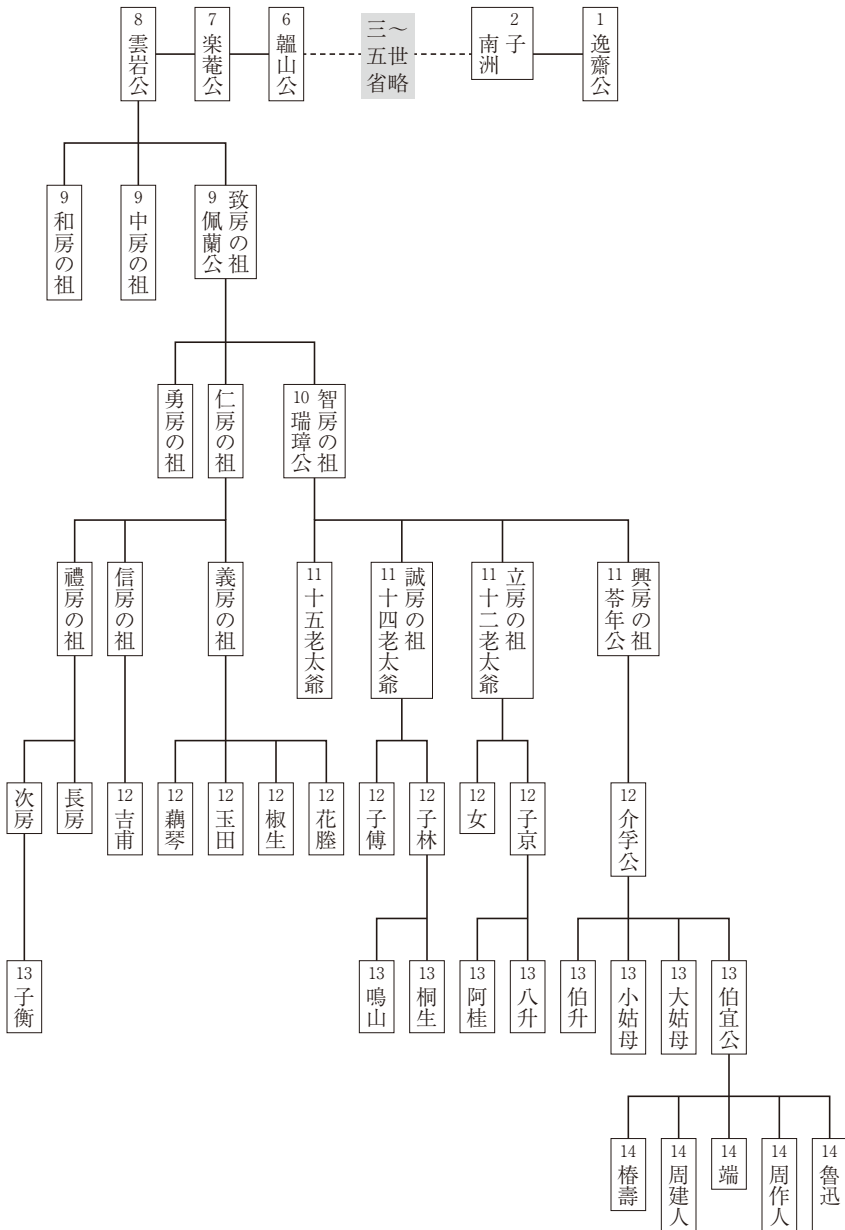
実のところ、他の中国人作家の状況も周作人と大差ない。魯迅は恐らく例外で、何か所も記念館、博物館がすでに開設され、多数の専門研究者もいるためだが、今までに発表された生平資料を見る限りでは、マイヤーズとサヴィニョーの水準の伝記作品にはほど遠く、綿密周到な『魯迅伝』を私たちは未だ手にしていないのは確かである。

二〇一〇年六月十八日

魯迅・周作人家譜

読者の理解の便を図るため、「魯迅・周作人家譜」を掲げる。この部分は原書には含まれてないが、翻訳者の判断で作成したものである。

中国では伝統的に諸子均分相続によって家督が継承される。日本の長子相続とは制度的に大きく異なる。この違いによって宗族が栄えれば栄えるほど分家が増えるため、その家譜（家系図）から盛衰を窺うことができる。下記の家譜は、松枝茂夫、今村与志雄訳『魯迅の故家』（筑摩書房一九五五年）に依拠しつつ、黄喬生著『魯迅年譜』（浙江大学出版社二〇二一年）所収の「家世簡表」に拠って一部修正した。家譜の数字は第何世（輩分）に属するかを示している。



魯迅、周作人家譜に関する説明

第一世 逸斎（二四八九～一五六〇） 明の正徳年間に紹興城内の竹園橋に移住。次第に農業から商業に転じる。二子をもうける。

第二世 南洲（二五一二～一五八六）、一子をもうける。

第三世 子信（二五六一～一六三五）、名は言、字は繼南。一子をもうける。

第四世 竹（二六一八～一六九八）、字は徳甫。二子をもうける。家計にゆとりができて、勉学を重視するようになる。（二子が「竹園房」、「清道房」に分家。以下は「清道房」）

第五世 繩祖（二六五七～一七二七）、字は述先。同知（副知事）の官職に就き、挙人となる。清道橋東に住まいを移し、七子をもうける。

第六世 韞山公…名は煌（二六八九～一七四六）、字は公允。繩祖の次男。乾隆丙辰（一七三六年）に恩科（乾隆帝即位で実施された科挙）で挙人となり、知県（県知事）となる。八子をもうける。一万畝余りの田畑と十数力所の質屋を営む。周家の経済的基盤を確立した。

第七世 樂菴公…名は紹鵬（一七一八～一七九〇）、字は寅賓。煌の五男。捐職（寄付金）で同知（副知事）となる。東昌坊口福彭橋（覆盆橋）に転居、一子をもうける。

第八世 雲岩公…名は謂（一七四二～一八二二）、字は熊占。捐職（寄付金）で同知となる。三子をもうける。（三子が「致房」「中房」「和房」に分家。以下は「致房」）

第九世 佩蘭公…名は宗翰（一七六三～一八二五）、「致房」の祖。号は西林。会稽県学の増貢生。新台門に転居し、三子をもうける。（三子が「智房」「仁房」「勇房」に分家。以下は「智房」）

第十世 瑞璋公…名は珪（一七八三～一八六三）、「智房」の祖。捐納による国子監生。

五子をもうける。「興房」「立房」「誠房」に分家。以下は「興房」なお、鲁迅、周作人は、後に「義房」第十二世の周花塍、「立房」第十二世の周子京に私塾で教えを受けた。周作人は、江南水師学堂で学監の任にあった「義房」第十二世の周椒生に在学中教えを受けた。

第十一世 荅年公…名は以埏（一八一六～一八六三）、号は錫齡。捐納による国子監生。一子をもうける。一八六一年、太平天国軍が紹興に侵入、周家は零落する。

第十二世 介孚公…名は福清（一八三八～一九〇四）、字は震生。妻は孫氏、蔣氏。側室は章氏、潘氏。同治辛未（一八七一年）進士に合格、翰林院庶吉士となる。江西省金溪县知県となるが、捐納で内閣中書となる。晩年、科挙の不正事件で入獄。二男二女をもうける。

第十三世

伯宜公…名は鳳儀（一八六一～一八九六）、正室孫氏の子。秀才。妻は魯瑞。四男一女をもうける。

鳳升（一八八二～一九一八）、字は伯丹。側室章氏の子。江南水師学堂（海軍兵学校）を卒業。海軍上尉を歴任。

第十四世

樟寿（一八八一～一九三六）、後に樹人と改名。字は豫山、豫才。筆名は鲁迅。妻は朱安、許広平。

槐寿（一八八五～一九六七）、後に作人と改名。字は星杓、啓明。妻は羽太信子。

端姑（一八八七～一八八八）、早世した。

松寿（一八八八～一九八四）、後に建人と改名。字は喬峰。妻は羽太芳子、王蘊如。

椿寿（一八九三～一八九八）、早世した。

序章注記（訳注も含む）

- (1) 初版序文、増訂版序文とも単行本『心自閑室文録』（海天出版社二〇一七年）所収。ただし、増訂版序文附記二はその後追記されたものである。
- (2) 周作人「從文人督辦到反動作家」
- (3) 周作人「復某君函促南行」
- (4) 一九三九年一月一日、正月の訪問客を装って、天津中日学校の李と名乗る男が拳銃で周作人暗殺を図ったが、作人本人は奇跡的に無事だった。犯人は逃走し、事件の真相については様々な議論がある。木山英雄『周作人「対日協力」の顛末』（岩波書店二〇〇四年）で詳論されている。
- (5) この点については本誌第五十五号「周作人国際シンポジウム」特集号掲載論文で詳論されている。Zhou Jiyi, Zhou Yinning, Historical Research Materials on Zhou Zuoren in the Possession of his Family
- (6) 原文では「偽華北臨時政府」と表記する。この日、湯爾和に受諾の返事をしたとみられ、一月二十九日には錢稻孫が図書館長の職務給与を届けている。
- (7) 『瓜豆集』「關於魯迅之一」。
- (8) 金谷治訳注『論語』「卷第十子張第十九」（岩波文庫一九九九年改訂版）。この一節に続いて、子貢は、たとえ君子であっても過失は免れないが、隠し立てせず、自らの行いをすぐに改めるところが悪人と異なると述べ、自戒している。もし過失があれば、まず落ち度が自分にかかるとみるべきだとする『孟子』の言葉へとつながる。
- (9) 小林勝人訳注『孟子』下巻「卷第七離婁上第四章」（岩波文庫一九七二年）。
- (10) 俞芳『我記憶中的魯迅先生』魯迅先生的母親——魯太夫人（浙江人民出版社一九八一年十月）。
- (11) 孫伏園「哭魯迅先生」、『瀟湘漣漪』第二卷第八期、一九三六年十一月。単行本『魯迅先生二三事・前期弟子憶魯迅』河北教育出版社二〇〇一年所収。
- (12) 俞芳「談談周作人」、『魯迅研究動態』第六期、一九八八年六月。単行本『知堂先生』（回望周作人叢書）河南大学出版社二〇〇四年所収。
- (13) 周作人「知堂回想錄」一一一、先母事略。
- (14) 『許広平文集』第二卷、「母親」、江蘇文芸出版社一九九八年。
- (15) 金谷治訳注『論語』「卷第五子罕」。
- (16) 茅盾「革新『小説月報』的前後」、「我走過的道路」上冊、三聯書店香港分店一九八一年
- (17) 「李霽野致許広平」（一九三八年九月二十三日）、『魯迅、許広平所蔵書簡選』湖南文芸出版社一九八七年。
- (18) 「許広平致周作人」（一九三八年十月一日）、『致周作人』（回望周作人叢書）河南大学出版社二〇〇四年。
- (19) 「魯瑞致許広平」（一九三八年十月十七日）、『魯迅研究資料』第十六輯、天津人民出版社一九八七年。
- (20) 「魯瑞致許広平」（一九三八年十一月八日）、『魯迅研究資料』第十六輯。
- (21) 「宋紫佩致許広平」（一九三七年十月二十一日）、『魯迅、許広平所蔵書簡選』。紫佩は宋琳の字。

- (22) 小林勝人訳注『孟子』「卷第六滕文公下第九章」で、孔子が述べる言葉「我を知る者は、其れ惟春秋か。我を罪する者も、其れ惟春秋か」による。
- (23) 中国語訳は孫仲旭訳『奥威爾傳…冷峻の良心』（新星出版社二〇一六年）、段映虹訳『瑪格麗特・尤瑟納爾——創作人生』（花城出版社二〇〇四年）。いずれも邦訳はない。
- (24) 『知堂回想録』「二四一、不辯解説（下）」。「許寿裳は一九二二年より国立北京女子高等師範学校長の任にあったが、女子大学への改組に伴う改革のなかで学生からの抗議活動を受け、一九二四年に辞任した。後を受けて楊蔭榆が校長となったが、学生との対立はむしろ激化し、女師大事件に発展した。ここで許寿裳について『誠実』と括弧付きで評しているのは周作人一流の皮肉である。
- (25) 周建人は一九一四年に羽太芳子（周作人の妻、羽太信子の妹）と結婚し、四子もうけた。一九二一年九月に上海で商務印書館に就職した後は別居し、一九二四年頃から王蘊如と同棲、三子もうけた。そのため、周作人は周建人の重婚を厳しく責め、不仲になった。
- (26) 『漢書』「張釈之傳」中の文帝の言葉。「之を卑くし、甚だ高き論、母くし、今行ふべからしめよ」と述べ、実際に即した施策を求めた。
- (27) 「我怎样写『周作人伝』」、「中国図書評論」二〇一〇年九月号。単行本『比竹小品』花城出版社二〇一一年所収。
- (28) 錢鐘書『管錘編』第一冊、北京三聯書店二〇〇七年。
- (29) 『春秋左氏伝』上巻「宣公二年」（石波文庫一九八八年）による。大意を記すと、臣下の宣子（趙盾）は晋の靈公の横暴をたびたび諫めたが、靈公はこれを嫌って鉏麋に殺害を命じた。鉏麋は宣子の態度に敬服しながらも王命に従わねば不敬であるため、槐の木に頭を叩きつけて自害した。この逸話は「春秋筆法之晋靈公不君」（人民教育出版社版、高級中学二年国語、選択履修）に収録されている。
- (30) 訳者の調査によれば、該当する著作は以下の二種である。錢理群著『周作人伝』北京十月文芸出版社、五〇〇頁・倪墨炎著『苦雨齋主人周作人』上海人民出版社二〇〇三年、四三七頁。
- (31) 『魯迅全集』第十一卷「中国小説の歴史的變遷」（今村与志雄訳）、学習研究社一九八六年。丸尾常喜訳注『中国小説の歴史的變遷 魯迅による中国小説史入門』凱風社一九八七年。章学誠『丙辰札記』の言葉は『中国小説の歴史的變遷』で引用される部分である。
- (32) 訳者の調査によれば、錢理群『周作人伝』第八章第七節を指す。
- (33) 『知堂乙酉文編』、『旧京の風俗詩』。単行本輯録時に「北京市の風俗詩」と改題、署名は知堂。
- (34) 王蔭泰（一八八八—一九六一年）一九四三年より華北政務委員会常務委員、一九四五年に王克敏の後任として華北政務委員会委員長となる。一九四五年十二月、国民政府に逮捕収監される。周作人も同時期に逮捕収監され、ともに獄中であつた。一九四七年、最高法院で無期懲役の判決を受け、中華人民共和国成立後も上海で収監され、一九六一年に獄中で病没した。
- (35) 佟章（一九二九—二〇一七）書家。一九五〇年代は中華全国文学芸術界聯合会（中国文聯）に勤務し、周揚、陽翰笙の指示に基づいて周作人の生活万般の世話をしていた。
- (36) 訳者の調査によれば、謝泳「司徒雷登与楊兆龍」（『南方週末』一九九九年一月二十二日）を指す。
- (37) ジョン・レイトン・スチュアート（John Leighton Stuart、一八七六—一九六二）、中国生まれの米国人宣教師、燕京大学初代学長を務めた。中国語訳は『司徒雷登日記』（黄山書社二〇〇九年七月）による。